

福岡県公報

平成23年10月17日
第3316号

目次

告示(第1703号)

- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村整備課) …………… 1

公告

- 都市計画の案に係る公聴会の開催 (都市計画課) …………… 1
- 福岡県漁業調整規則に基づく聴聞の期日における審理の公開 (漁業管理課) …………… 2

公安委員会

- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催 (警察本部生活環境課) …………… 2
- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催 (警察本部生活環境課) …………… 3

雑報

- 審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見の募集 (園芸振興課) …………… 3

正誤

- 土地改良区の役員の就任及び退任(平成23年9月福岡県告示第1603号)中正誤 …………… 4
- 福岡県の人事行政の運営等の状況の公表(平成23年9月30日福岡県公報第3310号公告)中正誤 …………… 5

告示

福岡県告示第1703号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成23年10月17日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
岩屋土地改良区	平成23年10月5日

公告

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則(昭和45年福岡県規則第43号)第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成23年10月17日

福岡県知事 小川 洋

- 変更しようとする都市計画の種類及び名称
筑紫野都市計画土地区画整理事業筑紫駅西口土地区画整理事業
- 開催の日時及び場所
(1) 日時
平成23年11月11日(金) 午後7時から9時まで
(2) 場所
筑紫駅西口区画整理事務所会議室 (筑紫野市大字筑紫636-1)
- 都市計画の案の概要及び閲覧
(1) 都市計画の案の概要

名称	位置	区域(面積)
筑紫駅西口土地区画整理事業	筑紫野市大字筑紫及び若江の各一部	約32.5ヘクタール

- 閲覧

平成23年10月17日から同月31日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び筑紫野市建設経済部区画整理課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

- 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成23年10月31日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。
- 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公告

福岡県漁業調整規則（昭和43年福岡県規則第64号）第48条第4項又は第50条第3項の規定に基づき聴聞の期日における審理を次のとおり公開するので、公告する。

平成23年10月17日

福岡県知事 小川 洋

1 不利益処分の根拠となる法令の条項

福岡県漁業調整規則第48条第1項又は第50条第1項

2 聴聞の期日及び場所

平成23年11月1日 午前10時0分

福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁北棟4階
海区漁業調整委員会室

3 傍聴の方法

傍聴は、聴聞の期日の先着順に許可する。

4 聴聞に関する問合せ先

福岡県総務部行政経営企画課法務班

電話番号092-643-3030

郵便による場合の宛先

郵便番号812-8577（福岡県庁）

公安委員会

福岡県公安委員会告示第273号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成23年10月17日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成23年11月11日（金） 13：30～16：30	北九州市小倉北区大門1丁目6番19号 小倉北警察署 会議室	小倉北警察署
平成23年11月15日（火） 13：30～16：30	福岡市西区今宿町106番地1 西警察署 会議室	西警察署
平成23年11月16日（水） 13：30～16：30	久留米市東櫛原町1002番地2 久留米警察署 会議室	久留米警察署

2 講習の科目

- 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第274号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成23年10月17日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

- (1) 講習会の日時
平成23年11月22日（火） 午前10時から午後5時までの間
- (2) 講習会の場所
久留米市東櫛原町1002番地2 久留米警察署会議室
- (3) 受講対象者
福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
10:00～15:30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

15:30～16:30	講習結果に対する考査
16:30～17:00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

雑 報

福岡県卸売市場審議会公告

福岡県卸売市場整備計画に関し、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行政推第92号）第2条第1項の規定により次のとおり意見を募集しますので、意見書を提出される方は、所定の方法で提出してください。

平成23年10月17日

福岡県卸売市場審議会会長 吉 松 源 昭

- 1 意見募集の対象となる答申案
福岡県卸売市場整備計画の答申案
- 2 答申案の要旨
 - 第1 目標年度
 - 第2 基本的な考え方
 - 第3 卸売市場の適正な配置の方針
 - 1 生鮮食料品等の流通事情

- ① 需要の現状と見通し
- ② 供給の現状と見通し
- ③ 卸売市場流通及び卸売市場を経由しない流通等の現状と見通し
- 2 品目別流通圏の設定
- 3 卸売市場配置計画
- 第4 近代的な卸売市場の立地並びに施設の種類、規模、配置及び構造に関する基本的指標
 - 1 立地に関する事項
 - 2 施設の種類に関する事項
 - 3 施設の規模に関する事項
 - 4 施設の配置、運営及び構造に関する事項
- 第5 取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化並びに物品の品質管理の高度化に関する基本的な事項
 - 1 取引の合理化に関する事項
 - 2 物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化に関する事項
 - 3 物品の品質管理の高度化に関する事項
- 第6 卸売業者及び仲卸業者の経営の近代化の目標
 - 1 卸売業者
 - 2 仲卸業者
 - 3 卸売業者及び仲卸業者に共通する事項
- 第7 その他

- 別記 卸売市場施設規模算定基準
- 3 答申案の閲覧場所等
 - (1) 県民情報センター（福岡市博多区東公園7番7号）
 - (2) 北九州県民情報コーナー（北九州市小倉北区内7番8号）
 - (3) 筑後県民情報コーナー（久留米市合川町1642番地の1）
 - (4) 筑豊県民情報コーナー（飯塚市新立岩8番1号）
 - (5) 京築県民情報コーナー（行橋市中央1丁目2番1号）
 - (6) 福岡県のホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）
 - 4 意見書の提出期間

平成23年10月17日(月)から平成23年10月31日(月)まで
 - 5 意見書の提出方法

別紙の様式により、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールにて提出すること。
 - 6 意見書の提出先

郵便番号 812-8577
 福岡市博多区東公園7番7号
 福岡県農林水産部園芸振興課又は農林水産部水産局水産振興課
 ファクシミリ
 092-643-3490（園芸振興課）又は092-643-3567（水産振興課）
 電子メール
 engei@pref.fukuoka.lg.jp（園芸振興課）又はsuisan@pref.fukuoka.lg.jp（水産振興課）

正 誤

発行 年月日	公報 番号	種 類	同上番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
23・9・28	3309	告 示	1603	8	○		13	表中	◡ 平塚 624番地	◡ ◡ 624番地

発行 年月日	公報 番号	種類	同上番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
23・9・30	3310 増刊②	公告		16			15		午後零時	午後12時